

上海會審衙門

(承前)

第九節 用語及用文

上海會審衙門に於ては支那語の北京官語を以て主要語となす支那會審官の各外國會審官の参加ある共同居留地警察權が共同居留地工部局に佛國居留地警察權が佛國居留地工部局に歸し且つ原告が言語を異にする各國人に關係することあるを以て法廷に於ては事件の性質により種々な言語用文の使用せらるることある

當該各國會審官と當該國人間には當該國言語及文章を使用する外共同居留地會審衙門に於ては支那語漢文及英語英文を一般の用語用文とし佛國居留地會審衙門に於ては支那語漢文及佛語佛文のみを用語用文とす殊に共同居留地會審衙門に於ては第一革命以後檢察官の施設ありたるより支那會審官と事件關係支那人との間に支那語及漢文を用ひ支那會審官と各國會審官との間に支那語及漢文を使用するは別とし各國會審官對檢察官間並に檢察官對辯護士關係外國人間には全部英語英文を使用す今左に法廷に於ける用語に關し一二の例を示せば左の如し

一、居留地警察署の關係せる刑事事件に關する起訴は漢文及英文にて記載あり英文は當該國會審官に漢文は支那會審官に提出す右事件が例へば被害者及証人日本に於て被告支那人の場合に於て犯罪探査關係者が(一)支那人巡査又は探偵(二)印度巡査(三)工部局日本人探偵(四)工部局英人探偵なる時は法廷に於て被害者及証人は日本語に

て被告は支那語にて陳述すること勿論ある(一)は支那語(二)は印度語(印度人の通譯ありて英語に譯す)(三)は日本語又は英語(四)は英語にて陳述することす

一、例へば原告日本人對被告支那人の民事事件に於て原告辯護士は日本人被告辯護士は日本人にあらざる外國辯護士の場合に原告は日本語にて陳述し原告側辯護士又は通譯が之を支那語に譯し被告は支那語にて供述し原告辯護士は日本語又は英語にて供述し被告辯護士は英語にて供述したる上之を支那語に譯す然るに此種の事件に於て原告又は証人たる日本人と被告外國辯護士との對質に際しては日本人は日本語を以て述べ之を英語及支那語に譯し外國辯護士は英語を以て述べ之を支那語及日本語に譯するの要あり此際幸ひ通譯が日本語支那語英語の三國語を解するは都合よき語の三國語を解するは都合よき語のみなる時は日本語と支那語英語の通譯及支那語と英語との通譯即二人の通譯を介して始めて對質事項に關し意思通達するの實現なり是を以て其間往々にして意思の相違を來すことあり又相違なき迄も事項の對質に多數の時間を要し審理の進行に不少不便を感ずる事あり

政治樂屋 上海と青島

(未完)

上海は東洋唯一の貿易港として、宛角長髮賊の大亂、義和團の匪變、康梁黨の政變、辛亥革命の巨亂による支那人一般の避難處、樂地として名高く、此等の亂事は此上海なる語に發達せしるに最も預りてありしが、此一角が中央支那に位置し外國思潮に接觸するの便宜と支那官憲權力の及ばざる一種特別の場所となし、四十餘年以來支那全國志士の集合地として支那革新思想の發源地となし、一事は支那政治上實に留意に値する所なり、然れども、上海を以て上海は破壊黨の匿れ場所、全國不平連、落武者の集合地と稱すること適切あるに似たり、今左に此意味に於ける上海從來の徑路に就き叙述せんか

日清戰争後滿州に於ける露國の旅順口、山東に於ける英國の威海衛、獨逸の青島租借となり、喪權失地の事を現はる、支那朝野上下の人士は何れも、西力東漸の愈切迫し愈恐懼すべしを痛切に感じ、自から政治上革新思想を抱懐するに至りしが、以て當時の上海は實に彼等革新派の策源地たりし也而して此革新派は北京に於て時を得大に革新を圖りたるも守舊黨の怨を買ひし爲め所謂戊戌の政變を以て一敗地に塗れ同志は何れも四方に離散するの已むなきに至りし結果上海は又も康梁黨の落武者及其他不平連の集合地となり、而して義和團事變北に爆發するや件の不平連及落武者は此機に乗じ事を舉げんとし又急進派たる革命黨も此時を利用し

支那を根柢より覆へんとせるが其策源地は根柢此上海の一角にありたり、降りて清末に及んで國會連開連動起り天下を風靡せし時、鐵路風潮なるもの生じ反對論囂しかりし時、漢に於て所謂辛亥革命を惹起し武漢に於て最近第二次革命あり國民政黨討袁軍を起せし時亦同じく此上海の一隅を根據地となせり、然れども討袁軍の失敗と共に上海に居た支那人の入境を歓迎するもの極めて多し、現に恭親王を始め張人駿、劉廷琛等の舊人物皆此地にある程なり、而して新人物に在りても亦逸官憲が北京政府の要求する御尋ね人の引渡を肯んせざるより同地に流れ込むもの少からざるに似たり、要するに青島に斯く支那人の入境を招くに至りしは新聞港地及び上海と異なり漸く辛亥革命後に在りたりと云へ、由來辛社黨の巢窟と呼ばれ最近入京せる徐世昌の滞在地たりし點より見れば、同地は確かに政治上留意すべき場所たるに相違なきあり

北京に至りては新人物は枯葉の疾風に吹き掃はれたるが如く一掃され穩健分子すら居住するに由なく或は天津に退き、或は蒙古一帶に實業を営むの計畫をなし、或は守備將軍の幕客に應ずるの已むなきに至り、即ち湯化龍が政治界を擺脫して實業界に從事せんとする方針なりと解するに如し、如し其一端なり、隨つて北京は舊人物に代りて集合することとなり、支那人の天下となれり、此現象に對し或支那新聞は「北京に在りて一つの大禮服を穿つものに遇ひ反覆之を觀れば眼に順ならず最近の臍筋を以て之を觀れば抱掛の合宜

の一、舉一動が如何に發展せるか、實に興味ある見物なりと云はざるべからざるなり

青島の占領は清朝時代に於て寧ろ支那人の革新思想を呼び起す標的なりし丈け惡感を抱きたるに加へて獨逸官憲に於て支那人の入境を拒絶する有様なりしか支那人の此地に向ふものは甚だ少かりき、然れども獨逸官憲は最近に至り商業發達を進めん爲め以前の態度を一變し大に支那人の入境を歓迎するもの極めて多し、現に恭親王を始め張人駿、劉廷琛等の舊人物皆此地にある程なり、而して新人物に在りても亦逸官憲が北京政府の要求する御尋ね人の引渡を肯んせざるより同地に流れ込むもの少からざるに似たり、要するに青島に斯く支那人の入境を招くに至りしは新聞港地及び上海と異なり漸く辛亥革命後に在りたりと云へ、由來辛社黨の巢窟と呼ばれ最近入京せる徐世昌の滞在地たりし點より見れば、同地は確かに政治上留意すべき場所たるに相違なきあり

上海出帆(漢口)

每週月夜半浦東棧橋ヨリ發
每週土夜半郵船棧橋ヨリ發

輸出宿直 四七四五
輸入庶務 三三三五六
船客 一三三五六

電話 浦東棧橋 四七四五
內 滬東橋 一八七四
河 一〇八七

漢口宜昌線 一ヶ月六回
漢口湘潭線 一週二回
漢口常德線 一週一回
九江南昌線 一月三回

日清汽船株式會社

上海支店

電話 浦東棧橋 四七四五
內 滬東橋 一八七四
河 一〇八七

漢口宜昌線 一ヶ月六回
漢口湘潭線 一週二回
漢口常德線 一週一回
九江南昌線 一月三回

大倉組株式會社

上海九江路第拾七號
第拾八號

電話 輸出石炭 八〇六
輸入會計 二二八六
支店長室 三三〇一四

支店及出張所 大阪、橫濱、橫須賀、神戸、吳、四司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、瀋州

子は百萬元の多きに達し今や進退兩難の窮地に陥りたれば、曾社側の主張は自ら軟弱なるを免れず交渉は順當に進みて八日迄に大體の取決めを終る總會社の代表者より五月三日の通中中央公司より買上資金を提供し支那政府は之が監督權を留保せりとの名義にて實際上の管理を譲り滬寧鐵道の如きものあるに至るべし八日發北京來信によれば中英公司代表者よりイヤー氏は目下寧波杭州鐵道工事の請の交渉中にて浙江鐵道會社の爲し居りたる工事は已に中止せられたりあり又最近の消息に依れば政府買上費三千五百萬元の借款契約は十二日に交通部と中英公司と締結せしめられ云ふ國有交渉の爲め上京せる三代表者は何れも八日北京を去り黃鳴筆は十五日上海を通過して杭州に返り非常なる歡迎を受け又蘇州鐵道借款反對の運動の巨魁たり湯壽潛は賞獎金として先づ差當り廿萬元を給與する旨北京にて發表せられたるより見るに以上推定せる所は必ず事實となり現は中英公司の名を爲す近きにあるべしと觀測せらる

日の様記載されたる程なれば今更ら事新し驚くにはあらずれども曾江蘇都督より建議せる第二革命關係者招撫策なるもの、本來は三月に實行せらる、等なりしにも拘らず内務部が、同盟會の機關部各地に發見せらるる理由を以て暫時延期を決定せざるの理由を以て暫時延期に決せりとこの通告を發せるとに對して我等聊か論評なきを得ざるなり今所謂亂黨又は黨人あるものは大抵未輩に屬し別に政治上の目的を以て事を起すものにあらざるより經濟上背に腹は換へられざるより得ず不軌を圖る連中多きに居るもの、如し、何となれば北京クーデター以來の彼等は一も亂黨二も黨黨と呼ばれ官憲は之を捕獲して功に與からんとし、民間は禍の身に及ぶを恐れて之を嫌忌せんことせしを以て國内に逃る、に其實なき彼等は上下の間に在りて殆んど立脚の地なく進退維谷まり饑餓に迫られ勢ひ身を挺して險に走るの手合多しと思はるればなり

革命關係者招撫策に就て

近來上海、杭州、揚州、鎮江、南京の各地に於て所謂亂黨即ち革命關係者の捕縛せらるるもの頗る多く江蘇都督は新たに暗號電信を作りて各地方官に配布し警戒を嚴にしたるが去十四日南京市に於て捕はれたる畢良成等は上海に一千餘名の黨員を有し十七日當地の支那官衙を攻撃せんと企て不幸にして發覺せるものなりと告白せり

由來第二革命關係者の各地に捕縛せられしことは已に新紙上殆んど毎日の様記載されたる程なれば今更ら事新し驚くにはあらずれども曾江蘇都督より建議せる第二革命關係者招撫策なるもの、本來は三月に實行せらる、等なりしにも拘らず内務部が、同盟會の機關部各地に發見せらるる理由を以て暫時延期を決定せざるの理由を以て暫時延期に決せりとこの通告を發せるとに對して我等聊か論評なきを得ざるなり今所謂亂黨又は黨人あるものは大抵未輩に屬し別に政治上の目的を以て事を起すものにあらざるより經濟上背に腹は換へられざるより得ず不軌を圖る連中多きに居るもの、如し、何となれば北京クーデター以來の彼等は一も亂黨二も黨黨と呼ばれ官憲は之を捕獲して功に與からんとし、民間は禍の身に及ぶを恐れて之を嫌忌せんことせしを以て國内に逃る、に其實なき彼等は上下の間に在りて殆んど立脚の地なく進退維谷まり饑餓に迫られ勢ひ身を挺して險に走るの手合多しと思はるればなり

るべし、然し黨人を招撫し之に應ぜざるものありとするも其場合は其ものみを捕縛せば事足り而して限ある黨人の識別は自ら明白とあるべし、而して捕縛せられて殺さるるもの別に怨みを抱く餘地なきことなるべし、若し然らずして徒らに密偵を四方に派し黨人の壓迫に急ならんか、所謂困獸猶闘ふの語に違はず、舉事は益企てられ黨人は益殺され而して益亂れ益亂れて又益殺さるるの狀態となるべく結局黨人の謀反は永久底止する能はざるに至るべし

るべし、然し黨人を招撫し之に應ぜざるものありとするも其場合は其ものみを捕縛せば事足り而して限ある黨人の識別は自ら明白とあるべし、而して捕縛せられて殺さるるもの別に怨みを抱く餘地なきことなるべし、若し然らずして徒らに密偵を四方に派し黨人の壓迫に急ならんか、所謂困獸猶闘ふの語に違はず、舉事は益企てられ黨人は益殺され而して益亂れ益亂れて又益殺さるるの狀態となるべく結局黨人の謀反は永久底止する能はざるに至るべし

短期外債及長期内債整理案

短期内債 内債は短期に屬するもの約計銀三千五百六十八萬二千四百三十五元長期に屬するものは一、前大清銀行民有株金及預金元利の年賦償還額
二、前大清銀行民有株金及預金元利の年賦償還額
三、南京政府八厘軍需公債以上三項の合計約三千九百六十七萬九千九百九十九元あり均しく國家の負擔に係り速に之が整理を行はざれば時に臨んで必ず蹙蹙する事あらん短期内債中中國交通銀行銀行に對する負債併せて二千萬元の多きに上り居れるが何れも短期が利息重くして國庫の缺損を來すこと大なるのみならず各銀行も亦巨額の資金を固定せしめ常に運轉に苦しみ金融界に及ぼす影響淺からず其外今年八月期限に達する龍華工廠の國庫證券百三十六萬元は該工廠より證券を外人の抵當に入財政部之を保証し居りてまた昨年八月の三月に互に履行したる搭放係國庫券(官吏の俸給の若干を公債にて拂渡せしもの)八十萬七餘萬抵當あり或は賣却せられて市場に流通し居り又前清時代楊子江船廠に對する負債十一萬六千餘兩が同船廠は國庫證券を漢口の正金銀行に賣渡しこれまた財政部より保証し居り以上は皆本年内に必ず支拂ふべきものにして之が方法を講ずるに非ざれば信を國民に失ふのみならず又交渉を生ずるの虞あり

るべし、然し黨人を招撫し之に應ぜざるものありとするも其場合は其ものみを捕縛せば事足り而して限ある黨人の識別は自ら明白とあるべし、而して捕縛せられて殺さるるもの別に怨みを抱く餘地なきことなるべし、若し然らずして徒らに密偵を四方に派し黨人の壓迫に急ならんか、所謂困獸猶闘ふの語に違はず、舉事は益企てられ黨人は益殺され而して益亂れ益亂れて又益殺さるるの狀態となるべく結局黨人の謀反は永久底止する能はざるに至るべし

るべし、然し黨人を招撫し之に應ぜざるものありとするも其場合は其ものみを捕縛せば事足り而して限ある黨人の識別は自ら明白とあるべし、而して捕縛せられて殺さるるもの別に怨みを抱く餘地なきことなるべし、若し然らずして徒らに密偵を四方に派し黨人の壓迫に急ならんか、所謂困獸猶闘ふの語に違はず、舉事は益企てられ黨人は益殺され而して益亂れ益亂れて又益殺さるるの狀態となるべく結局黨人の謀反は永久底止する能はざるに至るべし

營業種目
輸入 綿糸 綿布 雜貨
輸出 棉花 肥料 絹綿麻布

●輸入 綿糸 綿布 雜貨

●輸出 棉花 肥料 絹綿麻布

伊藤洋行
上海福州路十五號
電話 三三三三
三三三三

伊藤洋行
漢口露租界瑪琳街五十八號
電話(租界) 二一八八
支那明 二一八八

東京海上保險會社
明治火災保險會社
日本火災保險會社
共同火災保險會社
東京火災保險會社

代理店
海三井洋行
(電話 一八一七)

文路第壹號
山口商店
(電話 三四五九)

申込所

鑛業條例 (下)

第九章 罰則

第九十四條 詐欺を以て鑛業權を得し或は未だ鑛業權を得ずして鑛質を竊採する者は三年以下の有期徒刑或は三千元以下の罰金に處す

第九十五條 私かに鑛業を轉售し或は質押する者は前條の處罰を准用す

第九十六條 過失に因り註銷登録する所の鑛區以外に於て掘出する者は五百元以下の罰金に處す

第九十七條 前三條の規定に因り處罰せられし者は並に其の採る所の鑛質を沒收せられ、如し已に售り或は消費したる者は應に其の價値金を追繳せしむべし

第九十八條 第十三條の規定に違背し或は第八十五條及び第八十七條第二項の命令に従はざる者は五百元以上の罰金に處す

第九十九條 第二十七條 第四十四條及び第七十四條の規定に違背する者は二百元以下の罰金に處す

第一百條 第五十四條第七十二條及び第七十條の規定に違背する者は一百元以下の罰金に處す

第一百一條 該管官吏の鑛業に關する簿記或は物件を檢査するを拒絶し或は妨止する者は五十元以下の罰金に處す

第一百二條 凡り逃税を企圖し或は已に逃税したる者は應に納むべき税額の三倍の罰金に處す

第一百三條 本條例の規定に違背し或は本條例に依據し發する所の命令の規定に違背する者には刑法中の減輕、再犯加重及び數罪俱發の例を適用す

第一百四條 鑛業權者如し未成年者或は禁治產者なれば本條例所定の

罰則は其の法定代理人に於て之を適用す、但し該未成年者鑛業上に於て成年者と同一の能力ある時は此の限りならず

第一百五條 鑛業權者は其の代理人雇人及び其の他の從業者の業務に關し本條例に違犯したる時已の意に非ざるを以て本法の處罰を免かるを得ず

附則

第一百六條 本條例は公布の日より施行す

第一百七條 本條例公布の日より起算し六個月を限り凡そ從前業に領照を経たる鑛は須らく本條例に依り註銷を呈請すべし

第一百八條 本條例公布の日より起算し六個月を限り從前所有の鑛界年租、出井税を舊章に按照し截收すべし、半年に及ばざる者は月に按じて計算すべし

第一百九條 本條例施行前第六條第三項の鑛質征收收帳の作りて地方税と爲せるものは暫らく其の舊に仍る但し千分の五を越ゆるを得ず

第一百十條 官營鑛業は法令別に規定せるものを除くの外本條例の規定を准用す

第一百十一條 本條例施行前外資を招集し辦礦するに因り訂立する所の合同契約は均しく其の舊に仍る

(完)

鑛業條例施行細則

第一節 總則

第一條 鑛務に關する一切の呈文圖表は凡そ部定程式あるものは須く繪具に遵照すべし

前項呈文圖表にして農商總長或は礦務監督署長認めて不完備とせば期を限りて更正或は補呈を命ず

第二條 農商總長或は礦務監督署長は圖說表冊標本等の類を必要と認むるものは一切返還せず

第三條 本細則の規定に依る凡ゆる一切の程序及其他の行爲は鑛業呈請人鑛業權者、地面業主或は關係人の繼承人に對し皆效力あり

第四條 本細則中鑛業呈請に關する規定は鑛業呈請地或は鑛區に於て呈請すべし、訂正増減及改正の時も亦之を適用す

第五條 呈文圖說等郵局より寄送するものは必ず須く登録(掛號)すべし農商總長或は礦務監督署長は即ち發送地郵局の登録日を以て呈送の時日となす

前項登録の受取を有する呈請人は須く之を保存すべし

第六條 礦務監督署長を経由し農商總長に轉呈する呈文圖說等は即ち礦務監督署呈出の時日を以て標準とす

第七條 鑛業條例第四條の規定に依り中華民國人民と外國人が合資して鑛山に從事する場合は先づ契約草案を鑛務監督署長に呈し農商總長に轉呈して始めて調印すべし其契約に記載すべき條件は左の如し

(一) 鑛業條例第五條規定の代表人は須く中華人民(公司)の各重要職員は須く内外各一人を派し之に充つ

(二) 凡り行ふべき事務は均しく中外兩經理人會商の上取扱ふものとす

(三) 凡ゆる各項の工事より收支に及ぼしては須く中外兩經理人能く交渉し調印を待つて後舉行すべし

(四) 鑛業管理上一切の程序及其他の行爲は須く鑛業條例及細則並に關係諸法令に遵照して取扱ふべし

(五) 凡ゆる職工は全部中華民國人民を用ゆ

(六) 合資の經營の期は若干を以て期限とす若し契約を續訂せざれば即ち前項の物産を公平に評價し之を賣却し其賣得たる金額は中外人民株金に按し均分し社即ち解散行はる、凡ゆる該公司取得の鑛業權及其他の權利は均しく同時に消滅す

(七) 契約は中外文字を以て各四枚を拵へ二枚を農商總長及礦務監督署長に申請し二枚は中外株主の各有す若し誤解ある時は専ら支那文字の意を憑とす

第八條 鑛業を合辦する時は須く代表一人を推定し連署の上具申すべし

第九條 鑛業變更及鑛業權設定或は移轉する場合は呈請辦礦人或は鑛業權者二人以上の時に在りて前項の規定を準用す

第十條 鑛業合辦呈請人或は鑛業合辦者の代表人を改定する時は連署の上呈報すべし

第十一條 鑛業條例第五條第一項の規定に依り鑛務監督署長が代表人を指定する時は各該鑛業合辦呈請人或は鑛業合辦權者に通知すべし

第十二條 鑛業呈請代表人若し案件の取消を呈請するか或は鑛地を増減するか或は呈請人の變更を呈報する場合はは須く全體の決議書を具するか或は相當の文據を呈文に附し呈送すべし

第十三條 地面の砂礦を開採の爲め(砂金、砂鐵、砂錳等)他人の土地を使用する時は鑛業條例第五十八條より第六十一條に至る又第六十三條より第六十九條に至る及第六十三條第六十四條の規定を適用す

第十四條 鑛業呈請地の所産が鑛業條例第六條第二類鑛質なれば鑛業條例第十條の規定に依りて礦務監督署

長は直ちに公告し或は地面業主に通知し期を限り該地鑛業權を得るを願ふや否やの呈覆を命ず

第十五條 前項の公告或は通知後地面業主は期限内に回答し若し鑛業權の取得を望まざるか或は期限を越へ呈覆せざればは仍し前鑛業呈請人に優先鑛業取得の權ありとす

第十六條 前條の規定に依り若し鑛業呈請人先づ取得し該地面業主に附隨せしめて字據あらば須く呈文に第十五條 鑛業條例第十條の規定により地面業主が鑛業呈請人たる時は須く契據を呈文に附し呈送すべし

第十七條 鑛業に關係する呈請が利益保護の爲め或は鑛區分合上の便利の爲めに若し鑛業條例第十六條第一項の制限を超過する時は須く理由書を具し呈文に附し呈送すべし

第十八條 鑛業呈請地にして若し鑛業條例第十三條第三項所載の範圍内に在らば呈請の日より起りて三十日以内に須く當該官廳或は所有者の許可書を或は證明書を呈送すべし

第十九條 鑛業呈請地の形狀が鑛業經營上不適當と見做す時は礦務監督署長は農商總長の許可を得て期を限り呈請人呈請地の改正を命ずることを得

第二十條 鑛業呈請人若し他人の鑛區に隣接するに在りて鑛區を畫定する時は少くとも須く他人の鑛區界六十尺を離るべし但し隣接鑛業權者の許可を得或は他人の探礦區域内に於て探礦を呈請するものは此限に在らず

第二十一條 同一地域に二種以上の鑛質あり若し鑛業呈請人に對し盡く領辦を望まば各種鑛質に對し須く各一呈を具すべし、但し同一鑛床中に存するものは此限に在らず

第二十二條 鑛業權取得後鑛質の名

日本郵船株式會社

所 汽 船 十八隻 餘 隻 總 噸 數 三 十 三 萬 噸

上海出帆

歐洲行 二週一回
米國行 二週一回
香港行 一週一回
日本行 一週二回以上

其他日本各港 濠洲 印度 朝鮮 支那 等諸航路 有

日本郵船會社
上海支店長
石井 徹

大北汽船會社
大北鐵道會社 店 代理

上海日本火災保險株式會社

資本 三百萬圓

諸積立金 貳百參拾萬圓

上海支店

號九第A路口漢界租英海上

(番六五三一話電)

稱を更正せんと欲せば理由書を具し呈文に附し呈送すべし

第二十二條 呈文に附し呈送する礦區の圖は須く部定の程式により測繪し並に左記の事項を記載すべし

(一)呈請の地名及種類(二)呈請地の面積(三)南北線(四)縮尺(五)基點(呈請地の南北線に於て極く顯著の不動物を選定し以て基點とす)(六)測點及其號碼(呈請地の各隅に於て測點と定め或は界石を立て測點となす)(七)境界線並に基點測點は直線の方位及其丈尺を連結し(八)隣接礦區の距離は呈請地境界線三百尺以内の關係(九)呈請地及其附近一帯の礦床の露頭及其走向傾斜(砂礫等は此例に在らず)(十)呈請地及其附近一帯の地形並に礦業條例第十三條所載の各項

長の審定を経べし

第二十五條 礦務監督署長は呈請地に於て測繪の必要を認むる場合は期限を限り呈請人に原圖測量簿及其他の稿本を提出せしむることを得

第二十六條 礦務監督署長は礦業呈請地必要は礦區に對し實地調査を必要と認めれば先づ期日及欲する所の調査事項を指定すべし

第二十七條 礦業呈請人に變更ある時は其呈文は須く新舊呈請人の連署を要す但し探礦地に在りて探礦を呈請せし後其呈請人若し變更あらば須く探礦權轉移證明書を具し併し呈送すべし前二項の規定若し已に探礦權轉移の呈報者あらば之を適用せず(未完)

文苑

湖南文學傳

失名氏寄

河底の砂礫を採掘せんとするものは左記事項によるべし

(一)河名及沿道一帯の地名種類(二)河道の總延長線及各支流の延長線(三)南北線(四)縮尺(五)測點所の探礦區域の各端(七)基點及各端基點並に其標記名稱(七)基點及各端測點間の丈尺及其方位(八)若し全河を傾すことを望むにあらざれば須く境界線を明記すべし 測量員にして此種探礦區を測繪するには須く記名調印すべし若し錯誤あらば其責に任すべし但し礦務監督署長の實測と相符合するは此限に在らず

第二十三條 探礦呈請人は須く該礦の礦床説明書を作り呈文に附し呈送すべし

第二十四條 礦務監督署長は期を限り礦業呈請人若し探礦權者に命じ礦業設備の計畫書を提出せしむるを得若し不合の點あるを察せば示すに理由を以てし其更正を命ず若し提出者自ら更正を行ふも亦須く礦務監督署

華維、水經注、水經、日本源流、五洲地理圖志、荀子集解、莊子集解、研文類聚、等數百卷。所選刻最富者皇清解經續編、南菁書院叢書、江浙湖南多宗之。官翰林時試帖、學唐人最清折處、後爲古近體。宗法祖曹蘇軾。其有二人學派各異。閩連、高自於許。吐棄清儒之書。持多語。先謙則虛已下人。說解作文。皆平易近人。不務奇創。廣東梁啟超主講湖南時務學堂。倡爲異說。先謙與湘湖葉德輝。著書駁之。故一時青雲子於頰頰。二氏云。先謙宅居城北隅。園取美心向日之義。故人稱葉園先生。其地池臺林木。遠僻塵囂。而性耽絲竹。日與指紳耆舊。文酒譚遊。晚進狂語。不甚見者。多遊談語以相詆訾。宣統庚戌。湖南米騰貴。飢民譁擾。湖北總督瑞澂。撫按誘羅維先謙與葉德輝解禍。並奪其官。先謙勇然不介意。聞者咸服其意量之淵遠。今年七十三矣。卽軍後。隱居岳州府平江煙舟。猶著書不倦。其門弟子最著者。浙江朱一新、李慈銘、江蘇經孫孫、江標、廣東梁鼎芬、廣西于式枚、其再傳弟子、則葉德輝稱首

漢字新聞論調

●日本の大隈内閣共和日報 山本内閣辭職後清浦内閣組織の命を拜せし海軍大臣を再組織成なり今此の重任を多年野に在りて奮闘與せらる大隈重信に付、大隈は日本急進派也。野心を其目光常に吾國に注ぎ往來傳譯博文の朝野に赴任するや大隈は親しく之を送りて伊藤に言て曰く吾全君の朝鮮統監に赴任するを遂る願くは他日支那統監に赴任するを遂るべし此の言彼の我に對する意圖を窺ふに足るべし、今、彼國を率す吾國將來其の影響を受けざる能はれ我國人の注意せざる可ざる所なり、按ずるに大隈は日本維新元老の一なるが急進思想を抱き財政を調停するに因り、其野に下りて教育實業等の事に從事し、數年前政黨とも關係を斷つ然れども其人言論の好演説を著く、觀察鋭敏なり故に

支那政府命令

●茲に糾彈條例を制定し之を公布す
任河南豫西觀察使 祝嘉榮
任山東魯南觀察使 祝嘉榮
任山西西北路觀察使 鄒道沂
(以上四月十一日)

●茲に捕緝製糖牧羊獎勵條例を制定し之を公布す

●茲に嗎啡治罪條例を制定し之を公布す

賜假
命政治會議秘書長代理 王式通
命陝西國稅廳長代理 胡慶雲
命陝西國稅廳長兼財政司長 劉曉濤
任陝西國稅廳總局長 鈕得善
任陝西國稅廳總局長 鈕得善
(以上四月十一日)

●茲に知事試驗條例を修正し之を公布す

精所刷印澤蘆迅

七六七二路浦乍海上
號六三八一話電



代理店
上海三井物産會社

大日本麥酒株式會社釀造

法界呂班路三三
純牛愛
良乳光
電話貳壹七五番

上海港出入統計
本月十一日(十日休)より同月十六日
に至る一週間に上海港に出入せし内
外汽船の統計は二百二十三隻、三十
九萬八千六百三十二噸にして内入港
船隻は百九十九隻、二十二萬二千七
百噸、出港船隻は百四隻、十萬五千
九百噸に上る其詳細は後述の如し

Table with columns for '出入港' (In/Out Ports) and '品名' (Goods Name). Lists various goods like rice, oil, and sugar with their respective quantities and values.

上海輸出統計
本月十一日(十日休)より同月十七
日に至る一週間の海關日報によれば
上海港と日本本土、朝鮮、台灣、大
連間貿易の形勢は左の如し但し實際
の輸出入時日は括弧内の日附を以て
表示す

Table with columns for '輸出の部' (Export Dept) and '輸入の部' (Import Dept). Lists export and import goods such as cotton, wool, and various oils.

Advertisement for 東亞公司書藥局 (Toyo Company Pharmacy). Includes text about books, medicines, and contact information: 上海河南路(工部局北隣) (電話一七三四).

Vertical text on the left margin: 大連, 後八, 前七, 後八, 前六, 後七, 前六, 後八, 前七.



東亞公司書藥局
上海河南路(工部局北隣)
(電話一七三四)

